

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）（抄）…………… 1

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）（抄）（附則第三条関係）…………… 23

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 ○最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一章 総則</p> <p>第五条（審査の期日及び裁判官の氏名等の告示） 中央選挙管理会は、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、審査の期日並びに審査に付される裁判官の氏名及び次項に規定する裁判官の氏名の告示順序を示す番号（以下「告示番号」という。）を官報で告示しなければならない。</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>第五条の二（審査に付される裁判官に関する通知） 中央選挙管理会は、審査の告示をしたときは、直ちに、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査に付される裁判官が二人以上あるときは、前条第二項から第五項までの規定により定められた裁判官の氏名の告示順序により、通知しなければならない。</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>第八条（審査人の名簿） 審査には、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に規定する選挙人名簿及び在外選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いる。</p> <p>第二章 投票及び開票</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第五条（審査の期日及び裁判官の氏名の告示） 中央選挙管理会は、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名を官報で告示しなければならない。</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>第五条の二（審査に付される裁判官に関する通知） 中央選挙管理会は、審査の告示をしたときは、直ちに、審査に付される裁判官の氏名その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査に付される裁判官が二人以上あるときは、前条第二項から第五項までの規定により定められた裁判官の氏名の告示順序により、通知しなければならない。</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>第八条（審査人の名簿） 審査には、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に規定する選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いる。</p> <p>第二章 投票及び開票</p>

第十四条（投票用紙等の調製） 投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として通知裁判官の氏名を第四条の二第二項の規定による通知の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、総務省令で定める様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、第四条の二第二項に規定する場合には、投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として新通知裁判官の氏名を同項の規定による通知（当該通知が二以上あるときは、その直近のもの）の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、総務省令で定める様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。

③ 点字による審査の投票を行う場合における投票用紙は、前二項の規定にかかわらず、総務省令で定める様式に準じて都道府県の選挙管理委員会（当該投票用紙のうち第十六条の四に規定する在外投票に用いるものにあつては、総務省令で定める様式により総務大臣）が調製しなければならない。

④ 第十六条の三に規定する洋上投票等を行う場合における投票送信用紙には、一から十五までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、指定市町村（公職選挙法第四十九条第七項又は第九項に規定する市町村をいう。第十六条の三において同じ。）の選挙管理委員会は、総務省令で定める様式に準じて当該投票送信用紙を調製しなければならない。

⑤ 第十六条の四に規定する在外投票を行う場合における投票用紙（点字

第十四条（投票用紙の調製） 投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として通知裁判官の氏名を第四条の二第二項の規定による通知の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、別記様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、第四条の二第二項に規定する場合には、投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として新通知裁判官の氏名を同項の規定による通知（当該通知が二以上あるときは、その直近のもの）の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、別記様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。

（新設）
④ 第十六条の三に規定する洋上投票等を行う場合における投票送信用紙には、一から十五までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、指定市町村（公職選挙法第四十九条第七項又は第九項に規定する市町村をいう。第十六条の三において同じ。）の選挙管理委員会は、総務省令で定める様式に準じて当該投票送信用紙を調製しなければならない。

（新設）
⑤ 第十六条の四に規定する在外投票を行う場合における投票用紙（点字

による審査の投票に用いるものを除く。以下この項において同じ。）には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、一から十五までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、総務大臣は、総務省令で定める様式により当該投票用紙を調製しなければならない。

第十四条の二（裁判官が退官等した場合における投票用紙の取扱い等）

（略）

②（略）

③ 前二項の場合においては、市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなつた者がある旨の掲示をしなければならない。

④ 前三項の規定は、前条第一項又は第二項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた場合について準用する。この場合において、第一項中「第五条第三項又は第五条の三第一項に規定する」とあり、及び第二項中「第五条第五項又は第五条の三第一項に規定する」とあるのは「同項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた」と、前項中「審査を行わないこととなつた」とあるのは「氏名に変更が生じた」と読み替えるものとする。

第十五条（投票の方式） 審査人は、投票所において、罷免を可とする裁判官については投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票用紙の当該裁判官

第十四条の二（裁判官が退官等した場合における投票用紙の取扱い等）

（略）

②（略）

③ 前二項の場合においては、市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、前条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなつた者がある旨の掲示をしなければならない。

④ 前三項の規定は、前条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた場合について準用する。この場合において、第一項中「第五条第三項又は第五条の三第一項に規定する」とあり、及び第二項中「第五条第五項又は第五条の三第一項に規定する」とあるのは「同項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた」と、前項中「審査を行わないこととなつた」とあるのは「氏名に変更が生じた」と読み替えるものとする。

第十五条（投票の方式） 審査人は、投票所において、罷免を可とする裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については、投票用紙の当該裁判官

に対する記載欄に何らの記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

② (略)

第十六条(点字による投票) 審査人は、点字による審査の投票を行う場合には、前条第一項の規定にかかわらず、投票所において、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときは自ら当該裁判官の氏名を記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何らの記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

(削る)

第十六条の三(洋上投票等) 審査人は、第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による審査の投票(第二十二條第三項において「洋上投票等」という。)を行う場合には、第十五條第一項の規定にかかわらず、同法第四十九条第七項(同条第八項において準用する場合を含む。)又は第九項に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで、これを指定市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信しなければならない。

第十六条の四(在外投票)

審査人は、第二十六条の規定によりその例に

に対する記載欄に何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

② (略)

第十六条(点字による投票) 点字による審査の投票を行う場合には、審査人は、投票所において、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときはその裁判官の氏名を自ら記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

② 前項の場合における投票用紙の様式その他必要な事項は、政令でこれを定める。

(新設)

(新設)

よることとされる公職選挙法第四十九条の二第一項の規定による審査の投票（第二十二条第三項において「在外投票」という。）を行う場合には、第十五条第一項及び第十六条の規定にかかわらず、同法第四十九条の二第一項各号に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対しては記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対しては記載欄に何らの記載をしないで（第二十六条の規定によりその例によることとされる同項第一号の規定による審査の投票を行う場合（点字による審査の投票を行う場合に限る。）には、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときは自ら当該裁判官の氏名を記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何らの記載をしないで）、これを封筒に入れて同法第四十九条の二第一項第一号に規定する在外公館の長（第五十二条第四項において「在外公館の長」という。）に提出し、又はこれを同法第四十九条第二項に規定する郵便等により送付しなければならない。

第十九条（開票に関する事務の担任）（略）

② 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。ただし、開票管理者が、その開票区の区域の全部又は一部をその区域を含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、審査における開票立会人三人を選任した場合は、この限りでない。

第二十二条（投票の効力） 審査の投票（点字による審査の投票を除く。

）で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

第十九条（開票に関する事務の担任）（略）

② 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

第二十二条（投票の効力） 審査の投票

で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一〇三 (略)

② 第十四条第一項又は第二項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が二人以上の場合には、前項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。これらの者のいずれに対しても×の記号を記載したかを確認し難い記載も、同様とする。

③ 洋上投票等又は在外投票（点字による審査の投票を除く。）で第一項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。投票送信用紙又は投票用紙に印刷された数字のいずれに対して×の記号を記載したかを確認し難い記載も、同様とする。

④ 点字による審査の投票で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの

三 審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

四 審査に付される裁判官の氏名を自書しないもの

五 審査に付される裁判官の何人を記載したかを確認し難いもの

⑤ 審査に付される裁判官が二人以上の場合には、前項第四号又は第五号に該当する点字による審査の投票は、その記載のみを無効とする。

⑥ 点字による審査の投票に、審査に付される同一裁判官の氏名の二以上の記載があるときは、これを一の記載とみなす。

第二十四条（投票等の保存） 審査の投票は、有効無効を区別し、審査の投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、審査の期日から五年間（第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起さ

一〇三 (略)

② 第十四条 の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が二人以上の場合には、前項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。これらの者のいずれに対しても×の記号を記載したかを確認し難い記載も、同様とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第二十四条（投票等の保存） 審査の投票は、有効無効を区別し、審査の投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、審査の期日から十年間これを

れた場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）、保存しなければならぬ。

第二十五条（選挙の投票を行わない場合） 公職選挙法第百条第一項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票を行わない場合においても、審査は 行う。

② 前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二条第一項、第十三条、第十六条の二第一項本文、第十九条第一項及び第二十条の規定にかかわらず、公職選挙法第三十七条第一項、第二項、第五項及び第七項、第三十九条から第四十一条まで（これらの規定を同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十一条第一項、第二項及び第五項並びに第六十三条から第六十五条までの規定を準用する。この場合において、同法第四十一条第一項中「選挙の期日から少くとも五日前に」とあり、及び同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する同法第四十一条第一項中「選挙の期日の公示又は告示の日に」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

③（略）

④ 第二項の開票においては、第十九条第二項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する場合を除き、開票管理者は、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人三人を選任しなければならぬ。

第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項） この法律及びこの法律に基づく命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議

保存しなければならぬ。

第二十五条（選挙の投票を行わない場合） 公職選挙法第百条第一項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票を行わない場合においても、審査は、これを行う。

② 前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二条第一項、第十三条、第十九条第一項及び第二十条の規定にかかわらず、公職選挙法第三十七条第一項、第二項、第五項及び第七項、第三十九条、第四十一条、第六十一条第一項、第二項及び第五項並びに第六十三条から第六十五条までの規定を準用する。

③（略）

④ 第二項の開票においては、第十九条第二項、開票管理者は、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人三人を選任しなければならぬ。

第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項） この法律及びこの法律に基づく命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議

院小選挙区選出議員の選挙の投票

及び開票の例による

第三章 審査分会及び審査会

第二十七条（審査分会） 審査分会は、都道府県ごとに都道府県庁又は都道府県の選挙管理委員会の指定した場所で開く。

② 審査分会長は、審査権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもつて充てる。

③（略）

④ 審査分会長は、審査権を有する

者の中から審査分会立会人三人を選任しなければならない。

⑤ 審査分会長は、都道府県の区域内における全ての開票管理者から第二十一条の規定による報告を受けた日又はその翌日に審査分会を開き、審査分会立会人立会いの上、その報告を調査しなければならない。

第二十八条（審査分会録）（略）

② 審査分会録は、第二十一条の規定による報告に関する書類と併せて、都道府県の選挙管理委員会において、審査の期日から五年間（第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）、保存しなければならない。

第三十条（審査会） 審査会は、中央選挙管理会の指定した場所で

開く。

院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。

第三章 審査分会及び審査会

第二十七条（審査分会） 審査分会は、都道府県ごとに都道府県庁又は都道府県の選挙管理委員会の指定した場所でこれを開く。

② 審査分会長は、審査権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任したものを以て、これに充てる。

③（略）

④ 審査分会長は、当該都道府県の区域内における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から審査分会立会人三人を選任しなければならない。

⑤ 審査分会長は、都道府県の区域内におけるすべての開票管理者から第二十一条の規定による報告を受けた日又はその翌日に審査分会を開き、審査分会立会人立会いの上、その報告を調査しなければならない。

第二十八条（審査分会録）（略）

② 審査分会録は、第二十一条の報告に関する書類と併せて、都道府県の選挙管理委員会において、審査の期日から十年間これを保存しなければならない。

第三十条（審査会） 審査会は、中央選挙管理会の指定した場所で、これを

開く。

② 審査長は、審査権を有する者の中から中央選挙管理会の選任した者をもつて 充てる。

③ (略)

④ 審査長は、審査権を有する者の中から審査立会人三人を選任しなければならない。

⑤ 審査長は、全ての審査分会長から前条の規定による報告を受けた日又はその翌日に審査会を開き、審査立会人立会の上、その報告を調査しなければならない。

第三十一条 (審査録) (略)

② 審査録は、第二十九条の規定による報告に関する書類と併せて、中央選挙管理会において、審査の期日から五年間 (第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間)、保存しなければならない。

第三十二条 (罷免を可とされた裁判官) 罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされたものとする。ただし、投票の総数が、公職選挙法第二十二條第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち審査の期日の直前の日現在において第八條の選挙人名簿に登録されている者及び審査の告示の日現在において同條の在外選挙人名簿に登録されている者の総数の百分の一に達しないときは、この限りでない。

第七章 罰則

② 審査長は、審査権を有する者の中から中央選挙管理会の選任した者をもつて、これに充てる。

③ (略)

④ 審査長は、第八條の選挙人名簿に登録された者の中から審査立会人三人を選任しなければならない。

⑤ 審査長は、すべての審査分会長から前条の規定による報告を受けた日又はその翌日に審査会を開き、審査立会人立会の上、その報告を調査しなければならない。

第三十一条 (審査録) (略)

② 審査録は、第二十九条の報告に関する書類と併せて、中央選挙管理会において、審査の期日から十年間これを

保存しなければならない。

第三十二条 (罷免を可とされた裁判官) 罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされたものとする。ただし、投票の総数が、公職選挙法第二十二條第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち審査の期日の直前の日現在において第八條の選挙人名簿に登録されている者の

の総数の百分の一に達しないときは、この限りでない。

第七章 罰則

第四十七条（職権濫用等の罪） 審査に関し国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）

第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。次項において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）の役員若しくは職員又は第四十四条第二項前段に規定する者が、故意にその職務の執行を怠り、又はその職権を濫用して審査の自由を妨害したときは、これを四年以下の禁錮に処する。

② 国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は第四十四条第二項前段に規定する者が、審査人に対しその投票しようとし又は投票した内容の表示を求めたときは、これを六箇月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条（公職選挙法の罰則準用） 審査に関しては、公職選挙法第二百二十七条から第二百三十四条まで、第二百三十七条から第二百三十八条まで、第二百五十五条及び第二百五十五条の二の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百二十七条	中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条第二項前段に規定する者
	庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員	

第四十七条（職権濫用等の罪） 審査に関し国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）

第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。次項において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）の役員若しくは職員又は第四十四条第二項前段に掲げる者が、故意にその職務の執行を怠り、又はその職権を濫用して審査の自由を妨害したときは、これを四年以下の禁錮に処する。

② 国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は第四十四条第二項前段に掲げる者が、審査人に対しその投票しようとし又は投票した内容の表示を求めたときは、これを六箇月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条（公職選挙法の罰則準用） 審査に関しては、公職選挙法第二百二十七条から第二百三十四条まで、第二百三十七条から第二百三十八条まで及び第二百五十五条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第二百二十七条	中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条第二項前段に掲げる者
第二百三十七条	庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員	
第四条項	員会の委員若しくは職員	

<p>第二百三十条 第一項</p>	<p>第二百二十八条 第一項</p>				
<p>第二百二十五条第一号又は前条</p>	<p>又は被選挙人の氏名</p>	<p>次条及び第二百三十二条</p>	<p>投票した被選挙人の氏名</p>	<p>第四十九条第三項</p>	<p>投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員</p>
<p>最高裁判所裁判官国民審査法第四十六条第一号又は同法第四十九条におい</p>	<p>又は投票の内容</p>	<p>最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する次条及び第二百三十二条</p>	<p>投票の内容</p>	<p>同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項</p>	<p>同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項</p>

<p>第二百三十七条 条の二第一項</p>	<p>第二百三十四条</p>	<p>第二百三十条 第一項</p>	<p>第二百二十八条 第一項</p>	<p>第二百二十七条</p>	
<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは</p>	<p>第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十五条、</p>	<p>第二百二十五条第一号</p>	<p>又は被選挙人の氏名</p>	<p>投票した被選挙人の氏名</p>	<p>投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員</p>
<p>投票の内容</p>	<p>最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条及び第四十六条並びに同法第四十九条において準用する</p>	<p>最高裁判所裁判官国民審査法第四十六条第一号</p>	<p>又は投票の内容</p>	<p>投票の内容</p>	

第二百三十条 第二項及び第 二百三十一条 第二項	前項	最高裁判所裁判官国民審 査法第四十九条において 準用する前項
第二百三十二 条	前条	最高裁判所裁判官国民審 査法第四十九条において 準用する前条
第二百三十三 条	前二条	最高裁判所裁判官国民審 査法第四十九条において 準用する前二条
第二百三十四 条	第二百二十一条、第二百 二十二条、第二百二十三 条、第二百二十五条、 又は第二百三十二条	最高裁判所裁判官国民審 査法第四十四条若しくは 第四十六条又は同法第四 十九条において準用する 若しくは第二百三十二条
第二百三十七 条第四項	中央選挙管理会の委員若 しくは中央選挙管理会の 庶務に従事する総務省の 職員、参議院合同選挙区	最高裁判所裁判官国民審 査法第四十四条第二項前 段に規定する者

第二百三十七 条の二第二項	略称又は公職の候補者に 対して○の記号	
第二百五十五 条第一項	この章	最高裁判所裁判官国民審 査法第七章
第二百五十五 条第二項	第二百二十八条第一項及 び第二百三十四条	最高裁判所裁判官国民審 査法第四十九条において 準用する第二百二十八 条第一項及び第二百三十四 条

	<p>第二百三十七 条の二第一項</p>	
<p>選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員</p>	<p>前項</p>	<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号</p>
<p>同法第四十九条において準用する前項</p>	<p>最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項</p>	<p>投票の内容</p>

<p>第二百三十七 条の二第二項</p>	<p>第四十九條第三項</p>		<p>第二百三十七 条の二第二項</p>
<p>前項と</p>	<p>前項と</p>	<p>第四十九條第三項</p>	<p>前項に</p>
<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>投票の内容</p>	<p>最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九條第三項</p>	<p>最高裁判所裁判官国民審査法第四十九條において準用する前項に</p>
<p>第二百五十五 条第一項</p>	<p>第四十九條第一項</p>		<p>最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九條第三項</p>
<p>前項と</p>	<p>前項と</p>	<p>同法第四十九條において準用する前項と</p>	<p>最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることと</p>

<p>第二百五十五 条第二項</p>	
<p>第四十九条第二項</p>	<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。） 一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>
<p>最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定に</p>	<p>される第四十九条第一項 投票の内容</p>
<p>同法第七章</p>	<p>公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>
<p>この章</p>	<p>第四十八条第二項</p>
<p>投票の内容</p>	<p>同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項</p>

	<p>第二百二十八条第一項及び第二百三十四条</p>	<p>よりその例によることとされる第四十九条第二項</p>
<p>第二百五十五条第三項</p>	<p>第四十九条第四項</p>	<p>最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第四項</p>
<p>公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>投票の内容</p>	<p>第四十八条第二項</p>
<p>公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名</p>	<p>投票の内容</p>	<p>同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項</p>

	<p>称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>同法第七章</p>
<p>第二百五十五条第四項</p>	<p>第四十九条第七項</p> <p>公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第七項</p> <p>投票の内容</p>
<p>第四十八条第二項</p>	<p>同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項</p> <p>投票の内容</p>	<p>公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称</p>

	若しくは略称	同法第七章
第二百五十五 条第五項	第四十九 条第八項 この章	最高裁判所裁判官国民審 査法第二十六條の規定に よりその例によることと される第四十九條第八項 同法第七章
第二百五十五 条第六項	第四十九 条第九項 公職の候補者一人の氏名 、一の衆議院名簿届出政 党等の名称若しくは略称 又は一の参議院名簿届出 政党等の名称若しくは略 称	最高裁判所裁判官国民審 査法第二十六條の規定に よりその例によることと される第四十九條第九項 投票の内容
第四十八 条第二項	第四十八 条第二項	同法第二十六條の規定に よりその例によることと される第四十八條第二項

	<p>公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>投票の内容</p>
<p>第二百五十五条の二第一項</p>	<p>この章</p> <p>第四十九条の二第一項第一号</p>	<p>同法第七章</p> <p>最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条の二第一項第一号</p>
<p>第三百三十六条第一号、第二百二十一条第二項、第二百二十三条第二項、第二百二十六条、第二百二十七条及び第二百三十七条第四項に規定する選挙管理委員会の職員</p>	<p>最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条第二項に規定する選挙管理委員会の職員並びに同法第四十七条並びに同法第四十九条において準用する第二百二十七条及び第二百三十七条第四項に規定する同法第四十四条第二項前段に規定する者</p>	

この章	同法第七章
<p>第二百五十五 条の二第二項</p> <p>第四十九条の二第一項第 一号</p>	<p>最高裁判所裁判官国民審 査法第二十六条の規定に よりその例によることと される第四十九条の二第 一項第一号</p>
<p>第二百二十九条</p>	<p>同法第四十九条において 準用する第二百二十九条</p>
<p>公職の候補者一人の氏名 、一の衆議院名簿届出政 党等の名称若しくは略称 又は一の参議院名簿届出 政党等の名称若しくは略 称</p>	<p>投票の内容</p>
<p>第四十八条第二項</p>	<p>同法第二十六条の規定に よりその例によることと される第四十八条第二項</p>
<p>公職の候補者の氏名、衆 議院名簿届出政党等の名 称若しくは略称又は参議 院名簿届出政党等の名称</p>	<p>投票の内容</p>

		若しくは略称	
	この章	同法第七章	
第二百五十五 条の二第三項 二號	第四十九條の二第一項第 二號	最高裁判所裁判官国民審 査法第二十六條の規定に よりその例によることと される第四十九條の二第 一項第二號	
	第二百二十八條第一項及 び第二百三十四條	同法第四十九條において 準用する第二百二十八條 第一項及び第二百三十四 條	

第四十九條の二（国外犯） 第四十四條及び第四十六條から第四十八條ま
での罪並びに前条において準用する公職選挙法第二百二十七條、第二百
二十八條第一項、第二百二十九條、第二百三十條、第二百三十一條第一
項、第二百三十二條、第二百三十四條及び第二百三十七條から第二百三
十八條までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従
う。

第八章 補則

第五十二條（裁判官の氏名の掲示等） 市町村の選挙管理委員会は、政令
で定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名その他政令で定め

（新設）

第八章 補則

第五十二條（裁判官の氏名の掲示） 市町村の選挙管理委員会は、政令
で定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名等

る事項の掲示をしなければならない。

② 中央選挙管理会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させなければならぬ。

③ 都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させるように努めなければならない。

④ 在外公館の長は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条の二第一項第一号の規定による審査の投票をしようとする審査人に知らせなければならない。

第五十四条（特別区等に対する適用）（略）

② この法律中市に関する規定（第五条の二第三項から第五項まで（これらの規定を第五条の三第二項から第四項まで及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十条、第十条の二第二項及び第三項並びに第十一条第二項から第四項まで）の規定を除く。）は、指定都市においては区及び総合区に適用する。

（削る）

の掲示をしなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

第五十四条（特別区等に対する適用）（略）

② この法律中市に関する規定（第五条の二第三項から第五項まで（これらの規定を第五条の三第二項から第四項まで及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十条、第十条の二第二項及び第三項、第十一条第二項から第四項まで並びに別記様式備考第二号の規定を除く。）は、指定都市においては区及び総合区に適用する。

別記様式（第十四条関係）
（略）

改正案	現行
<p>（選挙人の意義）</p> <p>第二十条 この法律（第十三条第八項を除く。）における選挙人の数は、公職選挙法第二十二條第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数及び当該国会議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数とする。</p> <p>2 日本国憲法第九十五条の規定による投票の場合においては、前項中「選挙人名簿に登録されている選挙人の数及び当該国会議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数」とあるのは、「選挙人名簿に登録されている選挙人の数」として、同項の規定を適用する。</p>	<p>（選挙人の意義）</p> <p>第二十条 この法律（第十三条第八項を除く。）における選挙人の数は、公職選挙法第二十二條第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数とする</p> <p>。。</p> <p>2 国会議員の選挙 の場合においては、前項中「選挙人名簿に登録されている選挙人の数」とあるのは「選挙人名簿に登録されている選挙人の数に当該選挙の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数を加えた数」として、同項の規定を適用する。</p>